

# 公職選挙法の改正を求める緊急要請

平成21年10月

全国都道府県議会議長会

## **公職選挙法の改正を求める緊急要請**

都道府県議会議員の選挙制度は、明治11年の府県会規則以来、一貫して都市という歴史的行政単位が選挙区とされており、都市の地域代表という性格を強く有している点に特徴がある。

しかしながら、大正10年の「郡制廃止に関する法律」によって郡制が廃止された結果、現在「郡」には行政単位の実質はなく、さらに合併の進行によって地域代表の単位としての郡の存在意義は大きく変化している。

第29次地方制度調査会の答申では、議員定数の法定上限を撤廃し各地方公共団体の自主性に委ねることにより議会制度の自由度を高めるとされた。さらに、自由度を高めるとともに地域間格差を是正する観点からは、都道府県議会議員の選挙区の設定も全国一律の基準とするのではなく、地域代表と人口比例を調和させながら地域の実情に応じて自主的に選挙区を設定できることとすることにより、住民意思を正しく議会に反映させ、地域の振興を図る制度とすることが喫緊の課題となっている。

よって、都道府県議会議員の選挙区について、「都市の区域による」としている公職選挙法の規定(第15条)を改正し、全国的に守られるべきルールを明らかにした上で、地域の実情を踏まえ、都道府県が条例で自主的に選挙区を規定できるようにすることを強く要請する。

平成21年10月27日

**全国都道府県議会議長会**

## [参考]

各都道府県議会から提出された現行選挙区制度の支障事例等については、次のとおりである。

都道府県	支障事例等
北海道	<p>北海道においては、公職選挙法第 271 条第 1 項の規定により、郡の代わりに支庁が選挙区とされ、その面積は、一つの府県並の面積でありながら、選挙区の議員数は 14 支庁のうち半数が 1 人又は 2 人という状況にある。</p> <p>これらの支庁においては、人口減少や過疎化の進行により、地域医療の確保などの行政課題が深刻化しているが、都市部と郡部の人口較差が広がる中、人口比例を原則とする現行の選挙制度の下では、地域住民の声を道政に反映させることができます困難になることが強く懸念され、現状では公職選挙法第 15 条第 8 項ただし書の調整規定を用いて、地域間の均衡を図っているものの、一票の較差の拡大、逆転現象などから、その調整も限界に達している。</p> <p>このように、本道の場合は、都市部と郡部の人口較差や政令市等の行政権能を踏まえたときに、道議会としては単に選挙区の区割りということでなく、過疎地に配慮した人口比例原則を緩和する制度の創設や政令市等の定数のあり方がより喫緊の課題となっている。</p> <p>他の府県からも、過疎地に配慮した人口比例原則を緩和する制度や、政令市等における都道府県議会議員のあり方の検討などについての意見が出されていることから、国において、これらの課題についても十分に議論、検討を重ねる必要がある。</p>
宮城	<p>本県において、現行の都市による選挙区制度によって生じている具体的な弊害事例はありませんが、公職選挙法の改正に関する弊害等事例としては、次のとおりです。</p> <p>1 逆転区解消のため、任意合区が最善の方法ではないかと考えられる選挙区において、公職選挙法第 15 条第 3 項に定める合区できる人口を超えることから、合区できないという事例が生じている。</p> <p>任意合区の制限を緩和するなど、見直しによって都道府県の条例で自主的に選挙区を規定できるようにすべきである。</p> <p>2 地域間の均衡を考慮して、政令指定都市からそれ以外の地域への定数配分に配慮してきているが、政令指定都市の定数のあり方などは国レベルで検討すべきである。</p>
福島	<p>本県では、平成 21 年 3 月定例会において平成の合併を受けた選挙区の改正を行い、県内を 7 つの生活圏と捉えている県政運営の実態を考慮しながら、公職選挙法第 15 条第 2 項(強制合区)、第 3 項(任意合区)、第 4 項(飛び地)の各規定を適用し、より広域的な選挙区としたところである。</p> <p>しかしながら、同条第 1 項の「郡市の区域による」との規定があるため、全体 19 選挙区のうち、1 人区が 7 選挙区、2 ~ 4 人区が 9 選挙区、8 ~ 10 人区が 3 選挙区と大、中、小の選挙区が混合せざるを得ない結果となった。</p> <p>この結果は、本来目指すべき、県民生活、県政運営の実態に応じた県民代表を選出する選挙制度からかけ離れたものと言わざるを得ないため、「郡市の区域による」との法規定の廃止を求めるものである。</p>

都道府県	支障事例等
千葉	<p>本県では、具体的な弊害事例等は発生していないが、郡内的一部市町村の合併等により、合併後の新市が郡を二つ以上に分断するなど、郡としての地域の一体性がなくなっている事例は複数見受けられる。</p> <p>また、「各都道府県議会の生の声を添付する」とのことであるが、全都道府県で必要性・緊急性を相互に理解し、気運を醸成するためには、単に、課題・問題事例をリストアップするだけでなく、それらの課題が、制度の改善により、どのような解決パターンが期待できるのかにも踏み込んだ検討を行うことが必要と考える。</p>
愛知	<p>1 公職選挙法の見直しについての意見書を提出済（平成 18 年 10 月 12 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>投票価値の平等を尊重しつつ、県土の均衡ある発展を図るために、人口と合わせて、面積を始めとする地理的条件等を総合的に勘案して、県議会議員の選挙区及び選挙区別定数の設定を可能とする規定の創設など、公職選挙法の見直しに取り組むよう要望。</li> </ul> <p>2 これまでの状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現行の新城市及び北設楽郡選挙区においては、面積は約 1,052 km<sup>2</sup>で県全体の約 20% を占めているが、人口は約 64,348 人と県全体の 1 % にも満たないことから、広大な面積にもかかわらず議員定数は 1 であり、過疎地域からの議員の選出が困難となっている。</li> </ul> <p>(H15. 4まで一定数 3、H15. 4改正一定数 2、H19. 4改正一定数 1)</p> <p>3 今後予想される状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次期選挙において、1 郡 1 町で、単独で選挙区を維持できるのは、額田郡選挙区（幸田町－人口 35,596 人、配当基準 0.51）であるが、県内の最小選挙区となる。</li> <li>分断されている愛知郡（東郷町と長久手町で構成：定数 1）においては、平成 23 年中に長久手町が市制を施行する予定であり、市制化後は、長久手町に自動的に定数 1 が付与されることから、1 郡 1 町となる愛知郡（東郷町－配当基準 0.56）は、隣接する市と合区されることとなる。</li> </ul>
三重	地域の実情や一票の格差を是正するため、柔軟に合区できるようしてほしい。
静岡	<p>県下には、次のとおりの状況が生じ、郡としての意義も失われつつあり、都市を単位とすることによると地域住民の意思の反映が困難になりつつある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>7 郡のうち、4 郡が一郡一町である。</li> <li>一郡一町の 3 カ所と郡の一部の 4 カ所が近隣市に合区され、うち 3 カ所において、郡部から議員が選出されていない。</li> </ul> <p>さらに、2 政令市からの選出議員数が全体の 4 割を超えるなど、市部と郡部の人口格差が選挙区ごとの議員数に反映され、郡部から地域代表を選出できない状況が生じつつある。</p>
石川	面積はきわめて小さいが、都市近郊のため人口が著しく増加し、それに伴い議員数が増える選挙区がある一方、面積は大きいが過疎化・高齢化のため人口が減少し、政治の光を当てなければならない選挙区が強制合区となり、地域の議員がいなくなることになる。

都道府県	支障事例等																																		
兵庫	<p>本県では、総人口が多く、議員定数の法定上限からの減数も多いため、議員1人当たりの人口が多くなるとともに、人口集中が極めて高い神戸・阪神という都市部を含んでいることから、郡部と都市部との人口比定数上の格差が他県よりも大きく生じることとなる。</p> <p>例えば、養父市選挙区（人口：28,306人、面積：422.78平方キロ、定数1）について見れば、特例選挙区の制度を適用して存置しているが、全国平均の議員1人当たりの人口約46,000人と比べれば、当該選挙区の配当基數は0.5を超えることとなる。また、当該選挙区に隣接する鳥取県であれば、養父市と同等の人口規模の選挙区の配当基數は約1.8となり、定数2となる。</p> <p>＜養父市選挙区を隣接県及び全国平均に当てはめた場合の定数等＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>議員1人当たり人口 (17国調) (A)</th><th>養父市選挙区人口 (17国調) (B)</th><th>配当基數 (B/A)</th><th>定数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本県</td><td>60,767人</td><td>28,306人</td><td>0.466</td><td>1人 (特例選挙区)</td></tr> <tr> <td>隣接県</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>鳥取県</td><td>15,974人</td><td>同上</td><td>1.772</td><td>2人</td></tr> <tr> <td>岡山県</td><td>34,951人</td><td>同上</td><td>0.810</td><td>1人</td></tr> <tr> <td>全国平均</td><td>46,109人</td><td>同上</td><td>0.614</td><td>1人</td></tr> </tbody> </table>					区分	議員1人当たり人口 (17国調) (A)	養父市選挙区人口 (17国調) (B)	配当基數 (B/A)	定数	本県	60,767人	28,306人	0.466	1人 (特例選挙区)	隣接県					鳥取県	15,974人	同上	1.772	2人	岡山県	34,951人	同上	0.810	1人	全国平均	46,109人	同上	0.614	1人
区分	議員1人当たり人口 (17国調) (A)	養父市選挙区人口 (17国調) (B)	配当基數 (B/A)	定数																															
本県	60,767人	28,306人	0.466	1人 (特例選挙区)																															
隣接県																																			
鳥取県	15,974人	同上	1.772	2人																															
岡山県	34,951人	同上	0.810	1人																															
全国平均	46,109人	同上	0.614	1人																															
	<p>その他の郡部においても、人口比では配当基數が1以下となるため1人区とせざるを得ず、また、広大な面積を有することから人口比定数が小さくなつても合区もままならない状況となっている。</p>																																		
岡山	<p>1 岡山県では市町村合併が進んだことにより、1郡1町村の数が8つになるなど「郡」に行政単位としての性格が無くなつてきているという制度上の問題があること。</p> <p>2 岡山県でも都市とそれ以外の地域、特に中山間地域との人口格差が拡大している。時代の急激な変化により、現在の人口を基準とした選挙区では、地域住民の意見を反映した制度とは必ずしも言えないのではないかと考えている。公職選挙法第15条第8項但し書きでは、議員の数については、「特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる」ことになっているが、都道府県により人口規模など事情が異なっているだけに、より踏み込んで条例により実情に即した選挙区を自主的に判断できるようにすることは、地方議会の選挙区制度を考える良い機会になると思われる。</p>																																		
香川	<p>市町村合併の進展により、全国的に郡市の区域による選挙区が実情に合わなくなつてゐる状況は理解しているが、本県では郡市の区域により、地勢、交通状況等により適正に区割りがなされており、具体的な弊害事例はない状況である。</p> <p>国政選挙の選挙区割りと県議会の選挙区割りが大きく異なつてゐることが、検討課題である。</p>																																		

都道府県	支障事例等
鹿児島	極端な一極集中と過疎化の進行がみられる本県の特性もあり、鹿児島市・鹿児島郡区の選挙区別定数が19人と全国で最も議員数の多い選挙区である一方、1人区が全23選挙区中、13選挙区（枕崎市区、阿久根市・出水郡区、大口市・伊佐郡区、西之表市区、垂水市区、曾於市区、いちき串木野市区、南さつま市区、志布志市・曾於郡区、川辺郡区、薩摩郡区、肝属郡区、熊毛郡区）を占めるなど、広域的自治体である都道府県における地域住民の多様な意見の反映について、都市部と郡部との差が顕著な状況になっている。